

令和 7 年 第 9 回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月19日（金）午後1時30分から午後2時15分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (13人)

会長 16番 大芦 宏

委員 1番 新井 勉

委員 2番 川田恒夫

委員 4番 石澤和枝

委員 5番 斎川英夫

委員 6番 小関昭男

委員 7番 深澤雄二

委員 8番 中島福一

委員 10番 松島 明

委員 11番 蘭原洋子

委員 12番 小久保勝

委員 13番 立川幸一

委員 14番 濵江修身

4. 欠席委員 (2人)

委員 9番 小林秀男

委員 15番 野村春男

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 塩野目裕
副参事 森久仁彦
農地調整係 係長 亀山聰士
主査 峯 裕江
主査 安在亮人
主事 島田佳汰
主事補 小林 准

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和7年第9回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数を報告してもらいます。事務局長。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、13名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届け出のあった欠席委員は、議席番号9番 小林秀男委員、議席番号15番 野村春男委員の2名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。

議長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は13名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和7年第9回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号7番 深澤雄二委員、議席番号11番 蘭原洋子委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入れます。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に

事務局

について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和7年9月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

議 長

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和7年9月19日提出 佐野市農業委員会会長。

事務局

(報告第2号 朗読し報告)

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号まででございます。

はじめに議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第1号の説明をしてもらいます。

議 長

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求める。

令和7年9月19日提出 佐野市農業委員会会長。

3条848番 賃借権の設定。借賃は〇〇円です。申請地までの距離は5.4km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は200日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条849番 贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.03km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、耕運機1台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は340日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条850番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.7km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、耕運機2台、田植機3台、稲刈機3台を所有しております。主な経営作物は、米、麦となっております。農作業従事人数は4人、従事日数は817日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条851番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.0km、所要時間は2分です。農地の利用状況につきましては、3条850番と申請者が同じですので省略します。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していた

事務局

だきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条852番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は5km、所要時間は20分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米、麦となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は20日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号 3条848番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。

3条848番について、審査会班長お願いします。

3条848番の案件について報告します。本申請につきましては、賃借権の設定2筆の申請になります。申請人は、当該農地が農協が開設する市民農園だった3年前から、農地を借りて耕作を行っておりました。同農地は農協が既に解約しており、今回申請人が貸借するものです。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、ご夫婦で経営していく予定となっています。作付計画としましては、長ネギ、とうもろこし等の、栽培、収穫、販売となっており、出荷先は農協の直売所となっております。今後、借り入れる農地を増やし、経営を拡大していきたいという意欲もみられました。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。

以上で審査会の報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

審査会班長

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願についてを議題といたします。事務局に議案第2号の説明をしてもらいます。

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求める。

議 長

令和7年9月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地

事務局

調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第2号 29条50番から29条52番について、調査班お願いします。

規則29条50番について報告します。農地法に基づく検討状況ですが、転用目的が自己の耕作のための農作業用機械通路であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は証明できると思われます。

規則29条51番について報告します。農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が2a未満で、転用目的が自己の耕作のための堆肥置場であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は証明できると思われます。

規則29条52番について報告します。農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が2a未満で、転用目的が自己の耕作のための農機具格納庫であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は証明できると思われます。

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

議長

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

調査班

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第2号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第3号の説明をしてもらいます。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年9月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第3号 5条1183番と5条1184番について、調査班お願いします。

5条1183番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1184番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

事務局

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局に、議案第4号の説明をしてもらいます。

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

調査班

令和7年9月19日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号 非農地558番と非農地559番について、調査班お願いします。

議 長
非農地558番について報告します。願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地559番について報告します。願出地の周囲には農地はないため、営農に支障はないと思われます。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号については、願いのとおり証明することに賛成の委員の举手を求めます。

(举手全員)

事務局

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題いたします。

事務局に議案第5号の説明をしてもらいます。

議長

議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和7年9月19日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

調査班

事務局の説明が終わりました。

ここで、議事参与の制限の関係により、会長職務代理者の新井委員に議長をお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、新井委員を議長とすることに決定いたします。

新井委員、議長席へお願いします。

議長

(新井委員 議長席へ)

質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

議案第5号 地域計画区域内の53番について、議席番号16番 大芦宏委員が、議事参与の制限に該当します。

以上1件について審議します。

大芦宏委員の退室をお願いします。

(大芦委員 退室 14:09)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。地域計画区域内の53番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

大芦宏委員の入室をお願いします。

(大芦委員 入室 14:10)

議長

ここで、議長を大芦会長と交代します。

大芦会長、議長席へお願いします。

(大芦会長 議長席へ)

続いて、地域計画区域外 29 番、地域計画区域内 114 番、207 番について、議席番号 1 番 新井勉委員が、議事参与の制限に該当します。

以上 3 件について審議します。

新井勉委員の退室をお願いします。

(新井委員 退室 14 : 11)

議 長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。地域計画区域外 29 番、地域計画区域内 114 番、207 番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

新井勉委員の入室をお願いします。

(新井委員 入室 14：12)

続いて、地域計画区域外 31 番、地域計画区域内 59 番、117 番、122 番について、議席番号 14 番 濵江修身委員が、議事参与の制限に該当します。

以上 4 件について審議します。

濵江修身委員の退室をお願いします。

(濵江委員 退室 14：13)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。地域計画区域外 31 番、地域計画区域内 59 番、117 番、122 番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の举手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

濱江修身委員の入室をお願いします。

(濵江委員 入室 14：14)

次に、議案第5号における議事参与の制限に該当する案件以外の案件について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号における議事参与の制限に該当する案件以外の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和7年第9回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時15分閉会

